

核燃料輸送物設計変更承認申請書公開版等のマスキング不足 に係る原因と再発防止対策について

2024年2月7日
中部電力株式会社

1. はじめに

2023年12月5日に申請した「核燃料輸送物設計変更承認申請書（以下、「申請書」という。）」の公開版及びマスキング箇所を明示した非公開版（以下、「申請書公開版等」という。）について、マスキング箇所が不足している状態で電子データを提出していることを確認したことから、本事象に係る原因と再発防止対策について報告する。

2. 事象の概要

申請書を作成するにあたり、当社は申請書案の作成業務をキャスク設計メーカー2社に委託しており、委託業務報告書においてマスキング箇所を明示して提出するよう指示していた。営業秘密であるマスキング箇所は当社で決定するものではなく、本報告書が提出された時点で指定されていなかったことから、その後の確認プロセスでは気づかず、マスキングが不足したまま公開版及びマスキング箇所を明示した非公開版を提出していた。なお、マスキング箇所が不足していることについては、12月26日及び12月27日に両社より報告を受けた。

3. 是正処置について

本事象を受けて、当社は両社に是正処置を要求し、両社が以下のとおり原因分析の上、再発防止対策を実施したことを確認した。

なお、両社ともマスキング作業以外の申請書の作成作業については、チェックシートを用いるなど記載内容を十分に確認している。

(1) A社

a. 原因

マスキング箇所のチェックは、チェックシートに基づいて作成者・審査者が実施していたが、それぞれがマスキングすべき内容の考え方をまとめたリストを理解した上で、記憶に基づき実施していたのみであり、見落としを防ぐ方法をとっていなかった。【人的・技術的要因】

b. 再発防止対策

マスキング箇所のチェックにおいては、作成者・審査者はマスキングすべき内容の

考え方のリストを参照しながら確認することに加え、あらかじめ作成したマスキング対象をキーワード化したリストにより検索機能を用いて機械的にマスキング箇所を確認する方法を併用した。これらについて、チェックシートを改正することで社内ルール化し、恒常的な対策とした。

(2) B社

a. 原因

マスキング箇所をチェックするためのチェックシートがなく、作成者以外の者もチェックすることが社内ルール上明確ではなかったことから、作成者以外の確認が行われていなかった。【組織的要因、人的・技術的要因】

b. 再発防止対策

マスキング箇所をチェックするためのチェックシートを作成し、作成者以外の者(=審査者)もチェックすることを明確にした。また、チェック作業において作成者・審査者は、マスキングすべき内容の考え方のリストを参照しながら確認することに加え、あらかじめ作成したマスキング対象をキーワード化したリストにより検索機能を用いて機械的にマスキング箇所を確認する方法を併用することとした。これらについて社内ルール化し、恒常的な対策とした。

4. 当社の対応

(1) 是正処置の確認

両社が是正処置プロセスに基づき是正処置を実施したことを確認した。

(2) 再発防止対策を踏まえた申請書公開版等の再確認

両社に再発防止対策を踏まえて再度申請書のマスキング箇所を確認するよう要求し、報告を受けた。

(3) 当社における申請書公開版等の再確認

2024年1月5日に報告した当社の是正処置を踏まえ、再度申請書公開版等の確認を実施した。

以上